

# 生徒に社会的事象をより現実の社会に即して認識させるために、 新聞はどのように活用できるか

長野県北佐久郡北御牧村立北御牧中学 林 茂 樹

## 1. 実践の概要

本校は山間部に位置する全校生徒220名の小規模校である。明るく、元気で、さわやかな挨拶をしてくれる反面、自か進んで実行したり、自分の思っていることをきちんと表現することが苦手な生徒も多い。また、お互いに批正しあったり、磨き合ったりすることに弱く、困難を乗り越えたり、集団としての価値を高めようとする意識が今一步である。

そこで、お互いを認め合い、活力を持って自らが判断し、活動できるような生徒の育成を目標に新聞の教育力を利用させていただき、実践の方向を探っていくことにした。

### (1) 職員室のNIEコーナー設置

- 職員室のテーブルに新聞六紙を（午前中）、教育に関する記事をはじめ、社会福祉、環境、経済等に関する問題など、あらゆる分野で活用してもらうことにした。

### (2) 教科学習等での実践

- 社会科、国語科、理科、英語科、道徳で新聞記事を活用した授業展開の試み。

### (3) 保健室で取り組むNIE

- 毎月一回、月末の職員会の折に「保健室より」のコーナーを設け、養護教諭から保健室の生徒の状況を報告してもらい生徒指導に役立てている。養護教諭は、本校の傾向だけでなく、現代社会の抱えている問題とも関連させて、新聞を活用している。

### (4) 新聞記事の保存

- 係の教師が新聞記事を一ヶ月ずつ保存し、いつでも必要な記事を取り出せるようにしておく。また、必要に応じてスクラップなどもしておく。

## 2. 新聞の配置と整理の方法

午前中、新聞六紙を職員室のテーブルの上に配置し、職員が必要に応じて新聞の記事を授業に活用しやすいようにした。また、午後は印刷室（生徒会や学級でも利用する）に置き、自由に見ることができるようにし、授業で必要な場合はコピーなどできるように配慮した。

## 3. 実践の内容

### (1) 社会科での実践例

実践1 公民的分野 「議院内閣制と大統領制の違い」 3時間扱い 11月 ～資料I

#### ① 学習の発端

三年生の授業で議院内閣制と大統領制との違いを理解する場面で、資料集にある両制度の仕組みを見ながら説明していたが、今一步生徒の取り組みに意欲が見られなかった。そんな時、印刷室で新聞記事を見たという生徒が突然、アメリカ

合衆国の大統領選挙の行方について質問してきた。ふだんニュースに関心を示さなかった生徒たちだが、アメリカ合衆国の大統領選挙については、フロリダ州の票の扱いをめぐって連日のようにマスコミで報道していたので関心を持っていたと思われる。そこで、実際に新聞記事を使って大統領制の特色を探ることにした。

## ② 学習の経過

ア. アメリカ合衆国の大統領選挙開始からの就任までの新聞記事を調べ、大統領がどのように選ばれていくのかその過程を日本の総理大臣の選出と比較させた。

### <生徒の反応>

- 日本の総理大臣と違い、国民が直接選挙できるとは知っていたがみんなで一斉に候補者に投票すると思ったけど、国民は選挙人を選ぶだけだということがわかった。
- 日本と比べ選挙期間がとても長くてびっくりした。
- 選挙運動が派手で家族や応援する人が一緒にテレビなどに出てお祭りみたいに騒いでいておもしろい。
- 候補者がテレビなどで相手の悪口など平気で言っているのに驚いた。
- 開票がなんで長引くのかよく分からなかったけど、新聞で州毎に投票用紙や数え方が違うことが分かった。科学が進んでいる国にしては遅れたことをしているんだなあと思った。

イ. 調べたことから疑問に思ったことを挙げさせて、学習問題を設定し、その理由を話し合わせた。

「なぜ、アメリカ大統領選はあんなに混乱したんだろう」

### <生徒の反応>

- 開票に不正があったんじゃないかな。
- 数え方が州によって違っていて正確な数がわからなかったから。
- ゴア候補を支持する人達が文句をいったから。
- 州毎に投票用紙が違っていてフロリダ州では、候補者の名前の穴が確認しにくく間違っゴア候補に入れるはずが違う人に入れてしまったので。
- あんなに接戦になるなんて分からなかったし、いつもはだいたい分かったところでやめていたんじゃないかな。
- 負けそうになって裁判所に訴えたので。
- 裁判所もはっきり結論を出さなかったから。

ウ. 話し合いの結果をもとに大統領制の特色を考えさせた。

### <生徒の反応>

- 日本の総理大臣は国会で決まるから国民はあんまり、関心がないと思う。アメリカ国民は自分たちが選べるのであんなにもめたんだと思う。
- アメリカの大統領は自分たちの代表という気持ちをみんなが持っている。
- 確かに、日本の方が早くきまって良いけど投票できないから国民が本当に指示している人が選ばれないんじゃないかな。
- アメリカは日本より選挙の投票や開票の仕方が遅れているんじゃないかな。も

っときちんと数えられるようにコンピューターを使えば良いのに。

- やっぱり、大統領は国を動かす人だから時間がかかっても直接国民が選んだ方がいいと思う。

### ③ 成果

公民的分野の学習では、法律や制度などをそのまま覚えることが多く、とかく人間の活動が見えてこず、意欲を持てないのが現状であったが、アメリカ合衆国大統領の選挙が連日のようにマスコミで取りあげられて、多かれ少なかれ生徒たちの目や耳に触れる機会があり、加えて開票をめぐり混乱が起こっていたことや昨年度から自由に新聞を生徒に見させる環境を設定してきたことにより、生徒の興味・関心を引き、学習を自分たちの身近な社会的事象として捉えることができ、更に授業で新聞記事を扱うことにより密度の濃い学習が成立したと思われる。

しかし、記事の読み取りには個人差があり、十分に社会的事象を理解できず自分の考えを深められなかった生徒もいた。今後も記事の趣旨を読みとる経験を積ませることを心掛けていきたい。

## 実践 2 公民的分野 「裁判と人権」(少年法の改正) 2時間扱い 3月 ～資料Ⅱ

### ① 学習の位置づけ

公民的分野の学習の総まとめとして、この一年間を振り返って自分が一番興味を持った社会的事象で公民的分野の学習に関連があるものをあげさせたところ、以下のようなものがあがった。

少年による凶悪犯罪、アメリカ大統領選、田中県知事の就任、大企業の倒産、介護保険制度

そこで、自分たちにとり、一番身近でなおかつ関わりのある社会的事象であることから、少年による凶悪犯罪を昨年12月に改正された少年法と絡めて「裁判と人権」の中で取り上げることにした。

### ② 学習展開(授業記録)

段階	学習活動及び生徒の反応	指導・助言
導入	1. 一年間を振り返って少年による凶悪犯罪の例を挙げよう。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 福岡の17才の少年によるバスジャック事件</li> <li>• 大分の一家六人殺傷事件</li> <li>• 愛知県豊川市の夫婦殺傷事件</li> <li>• 清水市14才による隣室男性刺殺事件</li> <li>• 兵庫タクシー運転手強殺事件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 少年による凶悪犯罪に関する新聞のスクラップ記事を提示</li> </ul>
展開	2. 資料を見て少年犯罪についてどう思うか発表しよう。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 15才なんて私と同じ歳なのに、こんなことをするなんてバカなことをする人たちもこの世の中にはいるもんだと思った。            ゲームで人を殺したりするのと、本物の人間を殺すのとでは全く違うことを分かっていないと思う。少年法が改正されて良かった。</li> <li>• ほとんど自分と年齢が変わらない人達が犯罪を犯すのには驚いてしまう。いったい、原因は何だろう。こうなってしまったのは周りの環境のせいなのかも知れない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事件についての感想をあげさせる。</li> <li>• 自分の感じたことを自由に挙げさせる。</li> </ul>

展

- どこで歯車が狂い始めたのか不思議に思う。身の回りではそんなことがないから。
3. この後、少年たちはどうなるか資料を見て考えよう。
- 14才以上という年齢で区切られ、14才未満は児童相談所を通し、家庭裁判所へ送られ処分される。14才以上は家庭裁判所へ送られ、少年法により少年院などに送られる。また、凶悪犯罪のみ、16才以上20才未満は刑事裁判になる。
  - 19才までは少年なので刑法でなく少年法が適用されるから人を殺しても死刑にはならない。
  - 少年法の適用により、一般成人より刑が軽い。また、少年法の改正前のころは14・15才は刑事処分ができなかったため犯罪が多かったと思う。

4. どうして、少年は大人と犯罪に対する処分が違うのか考えよう。
- まだ、未熟で刑罰より教育の方が大切だから。
  - まだ、少年は成人になっていないし、大人は成人になっている。処分が違っていい。
  - まだ判断能力が未発達と考えられているから、少年ということもあり将来の立ち直りを期待し、保護・育成を重視しているから。
  - 子どもはまだこれからがあるし、責任感があまりないため。
5. どうして少年法が改正になったのか。また、どのように改正されたか資料を見て簡単にまとめよう。

〈理由〉

- 前の少年法では、16才以上が刑事罰の対象となっていたが、このころ16才未満の悪質な犯罪が多くなり、裁けないので。
- 少年の凶悪事件が相次いでいるので。
- 少年による凶悪犯罪を減らすため。

〈改正の内容〉

- 刑事処分ができるのは、16才からだったのが14才からになった。
- 16才以上の刑事罰対象年齢を14才以上に引き下げ、厳罰化された。

6. 少年法の改正についてどう思うか考え、その理由もあげよう。

〈賛成〉

- 今は14、15才でも犯罪が増えているから引き下げて良かったと思う。改正して犯罪が減るか分からないけど少しでも減ったらいいと思う。
- 自分が犯してしまった罪はちゃんと償うべき、それは年齢は関係ないと思う。
- 今やったら捕まるという考えが浮かぶから。
- 14才以上の悪質な犯罪者を野放しにしておくわけにはいかないけれど、それとは関係なく疑問がある。それは、今回の改正少年法は何となくあっさり成立したみたいだけど、なぜ今までの政治家は改正しようとしなかったのかが気になる。

〈反対〉

- 反対です。なぜかという、刑事罰対象年齢を下げてても犯罪が減るとは限らないから。
- 子どもはまだ、自分をちゃんとコントロールできないから重い責任を負わせてもかわいそう。

〈どちらとも言えない〉

- 確かに少年犯罪の厳罰化をせずにはいられない状態であると思う

開

• 刑事裁判の過程と少年法との関係から判断させる。

• 大人と違いどんな凶悪な事件を起こしても今までは、刑法で裁かれず死刑など極刑にはならないことに着目させる。

• 少年法の趣旨を考えさせる。

• 少年法の改正と少年の凶悪事件の多発との関係を考えさせ、罰を与えれば犯罪が減るという考え方があることに気づかせる。

• 改正少年法の記事を資料として提示する。

• 自分の考えを学習カードに書かせて発表させる。

• 少年法改正が少年犯罪の減少につながるかどうか考えさせる。

• 自分の考えの根拠をきちんとと言えるように理由もあげさせる。

• 罰を厳しくすれば本当に減るのか考えさせる。

• 少年犯罪の多発は少

展 開	<p>が、改正しても少年犯罪自体がこのまま減っていかなければ意味がないと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪をした人は処分されるべきだと思うからいいと思うけど、本人が人を殺したりしているのになんの反省もないなら意味がない気がする。</li> </ul>	<p>年を取り巻く社会環境の変化と家庭や社会の教育力の低下に関係があることに気づかせる。</p>
終 末	<p>7. 少年犯罪をなくすにはどうしたらよいか考えよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人を思いやる心と命を大切にすることを学んでいかなければいけないと思う。</li> <li>・日頃の生活にけじめを持ち、軽く「死ね」などという人を傷つける言葉を言わないようにする。</li> <li>・良いことと悪いことの区別ができるようにちゃんと教育をする。</li> <li>・まず、大人がそういうことをしない。そうすれば少なくとも減ると思う。</li> <li>・犯罪を犯す人は、子どもに限らず大人もだけど「カーッ」となったりムカついたりしている時が多い。日常生活にストレスなったりムカついたりしている時が多い。日常生活にストレスがたまるといけないから、環境が大きく影響すると思う。大人はいけない時には、しっかりと怒ってから分かせないとダメだけど、その個人の気持ちを大事に育てていかなければいけない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少年犯罪をなくすにはどんなことが必要か自分の問題として考えさせる。</li> <li>・学習カードに書かせて発表させる。</li> </ul>

### ③ 成果

いままでの学習の中で、なかなか自分の考えを素直に全体の前で発表できない生徒たちであったが、自分たちと同じような年齢の少年による犯罪という事象を扱うことによって他人事としてではなく自分の問題として捉えることができ、真剣に考えて意見を発表したり、友だちの意見を聞くことができたと思う。それは、ビデオなどの映像を取り入れた時と違い新聞の記事をじっくりと読むことによって事象に対する認識が深まり、自己の内面でしっかりと考えを組み立てることができたからと考えられる。また、今まで新聞を取り入れた学習を何回かに渡ってやってきた成果であると言ってもいいと思う。

## (2) 保健室でのNIE実践例～資料Ⅲ

### 《本校の保健教育と養護教育の日頃の実践事例》

養護教諭の日頃積極的に実践している「保健だより」や「保健室から・・・」の一部を紹介する。これらは、職員会で報告され、学級担任の保健指導にたいへん役立っており、かつ学級担任と養護教諭とのより良い連携にもなっている。

#### 【保健教育】

##### 1. ねらい

ひとりひとりが自分のからだや生活の仕方に関心を持ち、自分や他人のからだを肯定し、受けとめられるようにするため、からだへの科学的な認識を育て健康やからだへの価値に気づくことができるようにはたらきかけたい。

##### 2. 重点目標

- ① 自分を意識し、他人や異性を意識するこの時期に、まず自分のからだを正しく理解すること。

そして、自分とは異なる異性のからだも理解する。(Body is good. I am ok and you are ok.)

- ② 望ましい健康生活習慣の形成を図る。～衣・食・住の大切さ～
  - ・規則正しい生活のリズムの確立→睡眠・食事・排便・歯磨き・手洗い等。
- ③ 健康の自主管理に努める。
  - ・検診後の治療や予防→う歯・視力等
  - ・心の健康→悩み・不満等。

### 3. 重点目標の具体的方法

- ① 子どもたちが自分のからだに関してどんなことを思っているのか、要求したいことは何なのかを大切しながら「からだはプライバシーの原点」という視点に立って、健康診断時や身体測定後の保健指導を利用し、からだの不思議さ、素晴らしさを感じていけるように・・・と願い、「からだ学習」を中心に行う。(年間計画に基づいて行う)
  - ・身体測定が行われた後(4・6・8・11・2月)
- ② 健康診断結果や毎日の生活経験の中から、自分の衣・食・住に目を向け関心が持てるように働きかける。
- ③ 健康診断で見つかった疾病については、できるだけ早く受診し、治療・予防を促す。また、思春期ゆえの不安、悩み等は「しっかりと聞き取る」ことをしながら、子ども自身がことばにして表現していけるように援助する。

### 4. 学級における保健管理・保健指導

- ① 検診の事前指導や「ほけんだより」は必ず短学活で扱う。
- ② 保健指導の内容は、衣・食・住を中心に全て生活の中にあることなので、毎日の生活体験の中で、生徒たちが不思議に思ったり、気づいたり、考えたりして、より良い生活に向けて生かしていけるように援助していく。必要な資料などは係で添える。(以下略)

※「ほけんだより」、「保健室から・・・」の資料の紹介(平成13年1・2月)

資料 I

**ゴア氏、異議申し立てへ**

フロリダ州の選挙結果に異議を申し立てる。ゴア氏は、選挙結果が不正であると主張し、再集計を要求している。この異議は、州選管に提出された。

**米大統領選 11月28日**

**ブッシュ氏、勝利宣言**

フロリダ州 再集計 537票差

ブッシュ氏は、フロリダ州の再集計結果を受け、勝利を宣言した。彼は、この結果が自らの勝利を決定づけたと述べた。

候補者	得票数
ブッシュ氏	2,912,790票
ゴア氏	2,912,253票
票差	537票

**米大統領選、投票始まる**

11月28日、米大統領選の投票が各地で始まった。ブッシュ氏とゴア氏の争いが焦点となっている。

投票開始時刻は、東部標準時午前6時。多くの州で投票箱が満杯となった。選挙結果は、フロリダ州の再集計結果を待つ必要がある。

**ゴア氏 敗北宣言**

**混迷5週間ぶり決着**

8年ぶり共和党政権

ゴア氏は、選挙結果を受け、敗北を認めた。彼は、選挙結果が自らの敗北を決定づけたと述べた。

米大統領選結果集計表

候補者	得票数	得票率 (%)	得票差
ブッシュ氏 (R)	30,271,468	53.0	4,808,004
ゴア氏 (D)	25,463,464	47.0	-4,808,004
無効票	487,000	0.8	-

無効票の手集計再開へ



州	ブッシュ氏	ゴア氏	無効票
フロリダ	2,912,790	2,912,253	537
テキサス	3,552,951	2,200,000	184

**ゴア氏に勝利の芽**

テキサス州の選挙結果が、ゴア氏に有利な結果をもたらした。これは、ブッシュ氏の勝利を脅かす可能性がある。

米大統領選 州最高裁が逆転判決

州最高裁は、選挙結果を逆転させる判決を下した。これは、ブッシュ氏の勝利を覆す可能性がある。

# 資料 II

朝日 H12.12.31

## 少年による凶悪犯罪続発



少年が刺したと供述したタクシー強盗の現場。少年は刺したと供述した。背景にはタクシーの運転席が見える。

少年による凶悪犯罪が相次いで発生している。特に、少年による殺人や強盗などの重大犯罪が増えている。警察当局は、少年犯罪の増加に懸念を示し、厳格な処罰を求めている。また、社会全体で少年の健全な育成に取り組む必要があると指摘している。

朝日 H12.12.31  
タクシー強盗

## 少年が刺したと供述

### 「刺したと供述した」タクシー強盗現場

少年がタクシーを強盗したと供述した。現場にはタクシーの運転席と乗客席が見え、少年は刺したと供述した。警察は少年を逮捕し、厳格な処罰を求めている。また、社会全体で少年の健全な育成に取り組む必要があると指摘している。

朝日 H12.12.29

## 「立ち直らせ遠くへ」

### 大分一家殺傷 被害者側恐怖なお

大分県で発生した一家殺傷事件の被害者側は、依然として恐怖を感じている。被害者側は、犯人が立ち直らせ遠くへ送られることを望んでいる。警察当局は、被害者側の気持ちを理解し、適切な対応を講じている。また、社会全体で被害者へのサポートを強化する必要があると指摘している。

### 愛知の夫婦「送致」にうなづく

愛知県の夫婦が、事件の処理に納得がいかない様子を見せている。夫婦は、事件の真相が不明であり、送致されることに納得がいかない。警察当局は、夫婦の気持ちを理解し、適切な対応を講じている。また、社会全体で事件の真相を究明する必要があると指摘している。

朝日 H12.11.29

## 改正少年法が成立

改正少年法が成立した。改正法は、少年の健全な育成と犯罪の予防を目的として制定された。改正法には、少年の権利の保護や、家庭や学校との連携の強化などが盛り込まれている。また、社会全体で少年の健全な育成に取り組む必要があると指摘している。

改正法	旧法
少年の権利の保護	少年の権利の保護が不十分
家庭や学校との連携の強化	家庭や学校との連携が不十分
少年の健全な育成	少年の健全な育成が不十分

# 僕は何をやるか



「僕は何をやるか」... 今年度最後の教育委員会が...  
 2月13日(水) 21組 (3時間 予74)  
 2月15日(金) 4組(2時間 予20), 20組(3時間 予22)  
 2月23日(金) 3年1組 (3時間 予72)

今年度最後の教育委員会が...  
 身長の測定と一年間の学習の振り返り...  
 ※ 2月24日(土) 21組(予74)は決まりなし...

# 教育

吹っ切るためには勇気必要  
 2001.2.5(月) 教育  
 このんがが言える

あいの偶然?  
 2001.11.7(火) 教育  
 障害児教育

# 保健室から... (監)

13.1.24

① 厳寒の中... (12月) 60 - 80 - 70 - 70 - 20 - 50

日	欠席	早退	不調と訴えた児童
22(月)	0	2(吐気・生理痛)	9人(頭痛・腹痛・吐気)
23(火)	4人	0	6人(頭痛・腹痛) (予病70分)
24(水)	2人		

※ 休みの日の月曜日は、不調と訴えた児童が...  
 ○ 授業中の子どもの様子... 教室の環境?

② 三学期スポーツ大会... 3年生にちなみ

- ① 運動会... 欠席と不定欠席
- 9日(水) 給食の時間... 12月(12/21) 12月(12/21) 12月(12/21)
- 10日(木) 15日(土) 17日(月) 20日(木) 22日(土)
- 16日(日) 18日(火) 19日(水) 21日(金) 23日(日)

小学校へ行く準備...  
 12月(12/21) 12月(12/21) 12月(12/21)

学校に行かない...  
 12月(12/21) 12月(12/21) 12月(12/21)

# 2000.11.7(火) 教育 障害児教育

注意欠陥児の把握も促す  
 文部省の協力者会議が提言  
 『普通学級就学柔軟に』

注意欠陥児の把握も促す  
 文部省の協力者会議が提言